本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立精神保健福祉センター条例 \mathcal{O} _ 部を改正する条例 (埼玉県条例第十二

号) (障害者福祉推進課)

一趣旨

併せてその利用に係る料金を指定管理者の ターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとし、 ととするため 埼玉県立精 の改正 神保健福祉 セ ン ター - の設置 \mathcal{O} 収入として収受させることができるこ 目的を効果的 に達成するた め、同セ

二内容

□ 指定管理者制度の導入

務の範囲等を規定する。 せることができることとするため、 指定管理者に精神保健福祉センター 指定管理者の のうち自立 指 訓 定 練施設の管理の の手続、 管理 の基準、 業務を行

□ 利用料金制度の導入

規定する。 収入として 精神保健福祉セ 収受させることができることとするため、 ン ターの うち 自立訓練施設 \mathcal{O} 利用に係る料金を指定管理者 利用料金の額の上限等を 0

三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、 二一のうち、 指定管理者 の指定の 手続に係る規定は 公布 \mathcal{O} 日